

### III. 世界遺産一覧表への記載の流れ

#### III.A 推薦準備

120. 推薦書は、委員会が世界遺産一覧表への記載を検討するための第一の根拠となる。そのため、推薦書には関連情報がすべて含まれている必要があり、情報源との相互参照が可能でなければならない。

121. 付属資料3には、特定のタイプの資産の推薦に関する指針が示されている。

122. 世界遺産一覧表への推薦の準備を開始する前に、締約国は、第168段落に示す推薦のサイクルについて十分に理解しておくこと。予算や時間を掛けて推薦書の本格的な作成を行う前に、当該資産が、完全性、真正性を含め、OUVを有することを証明できるかどうかの潜在的可能性について検討する準備作業を最初に実施することが望ましい。そのような準備作業としては、入手可能な資産に関する情報の収集、テーマ別研究、完全性、真正性を含めたOUVの証明可能性についてのスコーピングのための研究、諮問機関により策定されたギャップ分析における分析など、より広い世界的、地域的コンテキストにおける初期的な比較研究が挙げられる。この初期段階での作業により、推薦の可能性についての実現可能性を判断し、成功する可能性がなさそうな推薦準備に対して（経済的、人的）資源を費やすことを避けることができる。締約国は、この初期段階において、関係諮問機関にアップストリームアドバイス<sup>14</sup>を求めること、また、推薦を検討する出来るだけ早い段階で、世界遺産センターにコンタクトをとり、情報やガイダンスを求めることが望ましい。

決定 34 COM 12 (III)

「推薦のアップストリームプロセス：推薦プロセスにおける創造的アプローチ」専門家会議報告書（ブーケット:2010）

決定 36 COM 13.I

決定 39 COM 11

123. 推薦の過程に地域コミュニティや先住民族、政府・非政府・民間組織、その他のステークホルダーが参加することは、彼らが資産の維持管理において締約国と責任を共有する上で重要である。締約国は、関係者の参加を出来るだけ広く得つつ推薦の準備を行い、とりわけ推薦書を適切な言語で公開し、公聴会等を開催する

決定 39 COM 11

<sup>14</sup> (原文注 6) アップストリームプロセス：世界遺産一覧表への記載に向けた推薦に関して、「アップストリームプロセス」は、推薦前に行われるアドバイス、コンサルテーション、分析などをさし、評価段階に入ってから重大な問題を体験する推薦の数を減らすことを目指している。アップストリームプロセスの基本的原則は、推薦に至る可能性のある全過程を通じて、諮問機関及び事務局が、直接締約国をサポートすることを可能にすることにある。アップストリームでの支援を効果的なものとするためには、推薦プロセスの最も早い段階、締約国の暫定リストの作成若しくは改訂の瞬間から開始することが理想的である。

ことなどによって、先住民族から自由で、事前の、十分な情報を与えられた上での合意が得られたことを、適宜、示すことが奨励される。

124. 締約国は、推薦の準備を通じて、第 VII 章 E. に示す「準備援助」を要請することができる。
125. 事務局は推薦の過程を通じて支援をする用意がある。締約国は、事務局に連絡をとることが推奨される。
126. また、事務局から以下のような支援を受けることができる。
- a) 適切な地図、写真及びの選定、地図を頒布している国家機関の紹介。
  - b) 推薦書の参考事例、管理及び法令に関する事例の紹介。
  - c) 文化的景観、町、運河、遺産の道（Heritage Routes）といった特種な資産に係る推薦に係るガイダンス（付属資料 3 参照）。
  - d) 連続性のある資産、境界を超える資産の推薦に係るガイダンス（第 134-139 段落参照）。

127. 締約国は、年間を通じていつでも推薦書の草案を事務局に提出し、コメント等を求めることができる。しかしながら、前年の 9 月 30 日までに、2 月 1 日の期限までに提出しようとしている推薦書草案を事務局に送致することを強く推奨する（第 168 段落参照）。この推薦書草案の提出には、候補地の境界を示す地図が含まれていなければならない。推薦書草案の提出は、電子フォーマットないし出力したもの（地図以外の付属資料を除いたもの 1 部のみ）で行うことができる。どちらの場合も、カバーレターをつけること。

決定 37 COM 12.II 参照

128. 推薦書の提出は年間を通じていつでも行うことができるが、「完全」な推薦書（第 132 段落及び付属資料 5 参照）で 2 月 1 日もしくはそれ以前<sup>15</sup>に事務局に受理された書類のみが、翌年世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載を検討する対象となる。又、締約国の暫定リストに掲載されている資産の推薦のみが委員会の審議に付される（第 63 段落及び第 65 段落参照）。

決定 37 COM 12.II  
決定 39 COM 11 参照

---

<sup>15</sup>（原文注 7）2 月 1 日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

### III.B 推薦書の書式及び内容

129. 世界遺産一覧表記載推薦書は、付属資料 5 に示す書式に従って作成すること。

130. 当該書式には、以下の項目が含まれる。

1. 資産の範囲 (Identification of the Property)
2. 資産の内容 (Description of the Property)
3. 記載の価値証明 (Justification for Inscription)
4. 保全状況及び資産へ影響を与える諸条件 (State of Conservation and Factors Affecting the Property)
5. 保護管理 (Protection and Management)
6. モニタリング (Monitoring)
7. 資料 (Documentation)
8. 管理組織の連絡先 (Contact Information of Responsible Authorities)
9. 締約国代表署名 (Signature on behalf of the State Party(ies))

131. 世界遺産一覧表への推薦は、見た目よりも内容に基づいて審査される。

132. 推薦書が「完全」であると認められるためには、以下の要件（付属資料 5 の書式を参照）を満たす必要がある。

決定 37 COM 12.II  
決定 39 COM11 参照

エグゼクティブサマリー

エグゼクティブサマリーには、推薦書の本文から抽出した基本情報(付属資料 5 参照)及び、推薦資産の境界と緩衝地帯(該当する場合)の境界を示す地図の縮小版、顕著な普遍的価値の言明案(推薦書 3.3 項に示されたものと同じ文章)が含まなければならない。

#### 1. 資産の範囲 (Identification of the Property)

推薦する資産の範囲(境界線)を明確に示すこと。なお、(緩衝地帯が存在する場合は)推薦資産と緩衝地帯の区別を明確にすること(第 103~107 段落参照)。地図は、陸上及び/又は海上のどの範囲が推薦されているのかを正確に判別できる十分詳細なものであること(付属資料 5 の 1.e の注釈参照)。できれば、当該締約国の最新の公式地形図に資産の境界線及び緩衝地帯(あれば)を注記したものを印刷物で提出すること。明確に境界線が示されていない推薦書は、「不完全」とみなされる。

## 2. 資産の内容 (Description of the Property)

資産の内容には、資産の特徴及び資産の歴史と変遷についての概要が含まれる。地図に記載されているすべての構成要素の特徴と解説を記述することが求められる。特に、「連続性のある資産」の推薦を行う場合は、構成要素のひとつひとつを解説するようにすること。

歴史と変遷には、当該資産がどのようにして現在の形に至ったのか、又、過去にどのような重大な変化を経てきたのかについて記述すること。ここでは、当該資産が顕著な普遍的価値の基準及び完全性及び/又は真正性の条件を満たすことを示すための論拠として重要な事実について提示すること。

## 3. 記載の価値証明 (Justification for Inscription)

本項では、なぜ資産が顕著な普遍的価値を有していると考えられるのかを明らかにしなければならない。

3.1.aから3.1.eまでの項目の本文には、顕著な普遍的価値の言明案(3.3 項)の記述を支持するより詳細な情報を含めること。

3.1.b では、当該資産の推薦の根拠となる世界遺産基準(第77段落参照)を示し、基準ごとにその基準を採用した明確な論拠を示すこと。完全性の言明及び(文化的基準が提案されている場合は)真正性の言明として、当該資産が第78段落から第95段落に示された条件をどのように満たしているのか示すこと。

3.2 では、当該資産を、国内外の類似の世界遺産、その他の資産と比較した比較分析を行うこと。比較分析では、当該資産の国内での重要性及び国際的重要性について説明すること。

3.3 では、締約国が作成した、当該資産の顕著な普遍的価値の言明案(第49段落～第53段落及び第155段落参照)を示し、なぜ当該資産が世界遺産一覧表に記載するに値すると考えられるのかを明らかにする必要がある。

## 4. 保全状況及び資産へ影響を与える諸条件 (State of Conservation and Factors Affecting the Property)

本項では、資産の現在の保全状況に関する正確な情報(資産の物理的状況及び実施されている保全措置に関する情報等)を記載すること。また、資産へ影響を与

資産を世界遺産一覧表に推薦する際に締約国により行われる比較分析と、委員会の要請により諮問機関が行うテーマ別研究を混同しないように注意(第148段落参照)

決定7 EXT.COM 4A 参照

える諸条件（脅威等）についても記述すること。本項に記載される情報は、推薦資産の保全状況を将来モニタリングする際に必要なベースラインデータとなる。

## 5. 保護と管理 (Protection and Management)

保護：第5項には、資産の保護に最も関係のある、法的措置、規制措置、契約による措置、計画的措置、制度的措置及び/又は伝統的手法による措置の一覧を示し、当該措置による保護が実際にどのように機能するのかについて詳細な分析を示すこと。又、法令文、規制条文、契約文、計画及び/又は制度に係る文書、若しくは当該文書の要約、を英語又はフランス語で添付すること。

管理：適切な管理計画その他の管理体制が不可欠であることから、これらについて推薦書に示すことが必要である。又、管理計画その他の管理体制の効果的な履行をいかに担保するかについても示すことが期待される。管理体制には、持続可能な開発の原則が統合されるべきである。

管理計画又は管理体制についての文書を1部推薦書に添付すること。存在する管理計画が英語またはフランス語でない場合は、管理計画の規定について英語又はフランス語で詳しく解説した資料を添付すること。

管理計画、又は管理体制に係る文書についての詳細な分析、解説を推薦書の5.e項に示すこと。

上記の資料を含まない推薦は、管理計画が整備されるまでの間の資産管理についての指針を示した他の文書が提出されない限り不完全とみなされる。

## 6. モニタリング (Monitoring)

締約国は、資産の保全状況を測定・評価する主要な指標（運用中及び/若しくは計画中のもの）、影響を及ぼす諸条件、資産の保全措置、調査頻度及び責任を有する管理機関について提示すること。

## 7. 資料 (Documentation)

推薦に必要な資料として、上記の資料に加えて、a) 印刷に適した質の画像（少なくとも 300 dpi のデジタル写真、及び、必要な場合は、補完的映像、ビデオ、その

他の視聴覚資料)、及びb)映像資料/視聴覚資料目録及び使用承諾書(付属資料 5, 7.aを参照)を提出すること。推薦書本文は、出力したものに加えて電子書式(ワード及び/若しくはPDF形式が望ましい)で提出すること。

#### 8. 管理機関の連絡先 (Contact Information of Responsible Authorities)

管理機関の詳細な連絡先を示すこと。

#### 9. 締約国代表署名 (Signature on behalf of the State Party)

推薦書の最後に、締約国を代表して署名する権限を与えられた政府職員による直筆の署名を付すこと。

#### 10. 必要部数について (添付する地図を含む)

- ・文化資産及び自然遺産の推薦書(文化的景観を除く): 同一のものを2部
- ・複合資産及び文化的景観の推薦書: 同一のものを3部

#### 11. 用紙及び電子書式について

推薦書には、A4(または「レター」)サイズの内紙を用いること。又、電子書式(ワード及び/若しくはPDF形式)をあわせて提出すること。

#### 12. 送付について

締約国は、英語またはフランス語で推薦書を作成し、しかるべく署名された推薦書を下記に送付すること。

#### **UNESCO World Heritage Centre**

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel: +33 (0) 1 4568 1136

Fax: +33 (0) 1 4568 5570

E-mail: wh-nominations@unesco.org

133. 事務局は、推薦書とともに提出されたすべての資料(地図、平面図、写真等)を保管する。

### III.C 特異な資産の推薦に係る要件

#### 国境を越える資産

134. 推薦資産は、
- a) ひとつの締約国の領域内に全体が位置する場合もあれば、
  - b) 隣接する複数の締約国の領域にまたがって分布する場合もある（国境を越える資産）。
135. 国境を越える資産の推薦書は、できる限り、関係締約国が条約第 11.3 条に則り共同で作成し、共同で提出することが望ましい。また、関係締約国が、共同管理委員会または同様の機関を設立して国境を越える資産全体の管理を監督することが強く推奨される。
136. 現在 1 国内にある世界遺産資産でも、拡張によって国境を越える資産となる場合がある。

決定 7 EXT.COM 4A 参照

#### 連続性のある資産

137. 連続性のある資産とは、明確に定義されるつながりによって関係づけられた複数の構成資産をもつ：
- a) 構成資産は、景観、生態、進化、動植物の生息地の連続性に関わるような、長期にわたる文化的、社会的、又は機能的なつながりを反映すべきである。
  - b) 個々の構成資産は、実質的、科学的、定義・判別しやすい形で、資産全体の顕著な普遍的価値に貢献しているものであり、又、特に、無形の価値に係る特質を包含し得る。その結果生まれる顕著な普遍的価値は、理解しやすくまた伝達しやすいものであるべきである。
  - c) 一貫性をたもつべく、構成資産が過度に断片的なものにならないようにするため、構成要素の選定を含む、資産の推薦の過程において、資産全体としての管理可能性、一貫性について十分考慮すべきである。

に属する関連した構成要素が、必ずしも個々の部分ではそうでなくとも、連続体全体として顕著な普遍的価値を有するものである。

138. 連続性のある資産は、

決定 7 EXT.COM 4A 参照

- a) ひとつの締約国の領域内に全体が位置する場合もあれば (連続性のある資産)、
- b) 異なる締約国の領域にまたがる場合もある (連続性のある国境を越える資産)

139. 連続性のある資産の推薦は、ひとつの締約国によるものであれ、複数の締約国による推薦であれ、最初に推薦される資産がそれ自体で顕著な普遍的価値を有していれば、複数年にわたる審査を前提にして推薦書の提出を行うことができる。複数年の推薦サイクルにわたる連続性のある資産の推薦を計画している締約国は、委員会の活動計画上の便を図るため、その意思を委員会に通知することが望まれる。

### III.D 推薦書の事務局登録

140. 締約国から推薦書を受理した時点で、事務局は受理した旨を連絡し、書類に漏れがないことを確認して、推薦書の事務局登録を行う。事務局は、完全な推薦書については、審査に付すため、関係諮問機関に送致する。事務局は、世界遺産センターのウェブサイト上で、委員会メンバーに対して、推薦書本文の電子ファイルを提示する。事務局は、諮問機関から要請があった場合、締約国に追加情報の提出を要請することがある。第 168 段落に、推薦書の事務局登録とその後の手続きに係るスケジュールを示す。<sup>16</sup>

決定 39 COM11 参照

141. 事務局は、受理したすべての推薦書について、受理日、「完全」・「不完全」の別、第 132 段落及び付属資料 5 の内容に照らして「完全」と判定した日付を示した一覧表を作成し世界遺産委員会会合に提出する。

決定 26 COM 14  
決定 28 COM 14B.57  
決定 39 COM11 参照

142. 推薦書の提出に始まり世界遺産委員会の決定で完結する推薦のサイクルは、通常、第 1 年次の 2 月に推薦書が提出されてから翌年 6 月の委員会の決定が下されるまでの 1 年 6 か月間を要する。

<sup>16</sup> (訳注)原文の英文に不備あり。(and when requested の and が不要か、when necessary or when requested 等の意か)



### III.E. 諮問機関による審査

143. 諮問機関は、締約国によって推薦された資産が顕著な普遍的価値を持つか、完全性及び（関係する場合は）真正性の条件を満たしているか、また、必要な保護管理上の要件を満たしているかどうか審査を行う。ICOMOS 及び IUCN の審査の手順と書式を付属資料 6 に示す。 決定 39 COM11 参照

144. 文化遺産に係る推薦の審査は ICOMOS が行う。

145. 自然遺産に係る推薦の審査は IUCN が行う。

146. 「文化的景観」に分類される文化資産の推薦の場合は、ICOMOS が IUCN と適宜協議しながら審査を行う。複合資産の場合は、ICOMOS と IUCN が協同で審査を行う。

147. 世界遺産委員会から要請された場合やその他必要な場合は、ICOMOS と IUCN は、世界遺産資産を地域的コンテキストや世界的コンテキストにおいて評価するためのテーマ別研究を実施する場合がある。この研究は、締約国により提出された暫定リストの見直しや、暫定リストの統合に係る会議報告書、さらに諮問機関及び資格のある機関・個人により実施されたその他の技術的調査を考慮に入れて行われる。現在までに実施されている研究の一覧表を、付属資料 3 のセクション III に示す。また、各諮問機関のホームページにも当該一覧表は掲載されている。なお、これらの研究は、締約国が世界遺産一覧表への資産の記載推薦の際に行うこととされている比較分析（第 132 段落参照）とは別のものである。

**ICOMOS:**

<http://www.icomos.org/studies/>

**IUCN:**

<http://www.iucn.org/themes/wcpa/pubs/Worldheritage.htm>

148. 以下に、ICOMOS 及び IUCN の審査及びプレゼンテーションに係る原則を示す。審査及びプレゼンテーションは、 決定 28 COM 14B.57.  
決定 30 COM 13  
決定 39 COM 11 参照

- a) 世界遺産条約及び関連する作業指針、委員会決定に示された追加方針に準拠する。
- b) 推薦に関係して諮問機関に提供される全ての情報の検討等について、客観的、厳正、かつ科学的であること。

- c) 審査の過程を通じて、推薦締約国と協議・対話しつつ、一貫した専門性、公平性、透明性を保つ。
- d) 審査とプレゼンテーションの両方において、事務局との合意のもとに採用する標準書式を用いて、匿名での審査を行うデスクレビュー担当者を除いて、審査のプロセスに参加した全ての専門家の名前を明記し、審査に係る全費用の詳細な内訳を添付する。
- e) 該当する主題に精通した地域の専門家を関与させる。
- f) 資産が顕著な普遍的価値を有し、完全性及び/又は真正性の条件、管理計画/体制及び法的保護の条件を満たしているかについて、明確に個別に述べる。
- g) 各資産を、保全状況を含む関連基準の全てに体系的に照らしあわせて、相対的に評価する。すなわち、当該締約国内外の同種の他の資産との比較を行う。
- h) 検討対象の推薦に係る関連委員会決定及び要請を参照する。
- i) 推薦の検討が行われる年の2月28日を過ぎて締約国から提出された情報は一切考慮しない。締約国からの情報が期限を過ぎてから到着し、審査上考慮されない場合は、当該締約国に対しその旨を通知する。本提出期限は厳密に執行される。
- j) 適宜、見解の妥当性の裏付けとして、参考とした文献等の一覧表を示す。

.13 参照

**149.** 1月31日までに締約国に、条約の二つの作業言語のいずれかで、評価に関する状況や課題があれば課題について概要を示すとともに、補足情報が必要であればそのための詳細な要請を記した簡潔な中間報告を送知するよう、諮問機関に要請する。その際、世界遺産委員会の議長あての写しを世界遺産センターに送ること。

決定 7 EXT.COM 4B.1  
決定 39 COM11 参照

150. 諮問機関による推薦書の評価における事実関係の間違いに関して詳細を記し、付属資料 12 に示した適切な書式に則って提出された関係締約国からの書簡は、関係諮問機関あての写しとともに、委員会会合開催の 14 日前までに世界遺産センターに受理されなければならない。当該書簡は、委員会会合の初日までに関係する議題の文書に付属資料として添付される。世界遺産センター及び諮問機関は、この書簡に対するコメントを、書式中の該当セクションに、付すことができる。

決定 7 EXT.COM 4B.1  
決定 37 COM 12 II 参照

151. ICOMOS 及び IUCN は以下の 3 つのなかから勧告を行う。

- a) 無条件で記載を勧める資産
- b) 記載を勧めない資産
- c) 情報照会・記載延期の勧告

### III.F 推薦の撤回

152. 締約国は、自らが提出した推薦書の審議が予定されている委員会会合開催前の任意の時点で、推薦を撤回することができる。その場合、締約国は、推薦の撤回の意思について事務局に書面により通知すること。締約国は、当該資産の推薦を（撤回後）再提出することができるが、その場合は、新規の推薦として、第 168 段落に示した手続きとスケジュールに基づいて審査が行われる。

### III.G 世界遺産委員会による決定採択

153. 世界遺産委員会は、資産を世界遺産一覧表に記載すべきか記載すべきでないか、情報照会を要求すべきか、若しくは記載延期にすべきか決定する。

#### 記載

154. 推薦資産を世界遺産一覧表に記載することを決定する場合、委員会は、諮問機関の指導により、当該資産に係る顕著な普遍的価値の言明を採択する。

155. 顕著な普遍的価値の言明には、当該資産が記載された基準を明らかにし、当該資産が顕著な普遍的価値を有することを確定するに至った本委員会の判断を要約して示す。完全性及び、文化遺産及び複合遺産については真正

決定 39 COM11 参照

性の条件に関する評価について記載すること。また、実施されている保護及び管理、および将来にむけた保護及び管理の要件に関する記述も行うこと。顕著な普遍的価値の言明は、当該資産の保護管理を実施する上での根拠となるものである。

必要な場合、締約国との協議並びに諮問機関による確認をうけて、顕著な普遍的価値の言明の保護及び管理部分の記載について、世界遺産委員会で更新することができる。このような更新は、定期報告サイクルの結果をうけて定期的に、必要であればどの委員会開催時においても、行うことも行うことが考えられる。

世界遺産センターは、資産名の変更や軽微な境界の変更による面積の変更に関して委員会が決定を採択した場合、それらに基づいて自動的に顕著な普遍的価値の言明の自動的に更新する。また、事実関係の間違いについては、関係諮問機関と合意した形で、修正を行う。

ユネスコの男女共同参画の枠組みに則り、顕著な普遍的価値の言明の作成にあたっては、性別区別のない言葉づかいをすることが推奨される。

156. 記載の際、委員会は世界遺産に記載された資産の保護管理に関して追加的な勧告を行うことができる。
157. 顕著な普遍的価値の言明（資産の世界遺産一覧表記載の根拠となった基準を含む）は、委員会が発行する報告書及び刊行物に掲載される。

#### 不記載決定

158. 推薦資産が世界遺産一覧表へ記載するのにふさわしくないと委員会が判断した場合は、当該資産を再度推薦することは、例外的な場合を除き、認められない。例外的な場合とは、新たな発見や当該資産についての新たな科学的情報が得られた場合、又は最初の推薦時には提示されなかった別の基準により推薦する場合等である。このような場合には、新たな推薦書を作成し提出すること。

#### 情報照会

159. 委員会が追加情報を求めて締約国に情報照会をすることを決定した場合は、次回の会合に再提出を行い審査を行うことができる。追加情報の提出は審議を求める年の

決定 39 COM11 参照

2月1日<sup>17</sup>までに事務局に受理されなければならない。事務局は直ちに提出された追加情報を関係する諮問機関に送付し審査を受けなければならない。最初の委員会決定から3年以内に再提出が行われない場合は、第168段落に示されたスケジュールに従って、新たな推薦とみなされる。締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのように委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることができる。

### 記載延期

- 160.** より綿密に評価・調査を行う必要がある場合や、締約国により推薦書の本質的な改定が施される必要がある場合は、委員会は記載の延期を決定することができる。締約国が当該推薦を次年度以降に再提出することを決定した場合、2月1日<sup>18</sup>までに事務局に対して再提出を行わなければならない。再提出された推薦書は、第168段落に示された手続きとスケジュールに従って、関係する諮問機関により、評価ミッションを含む1年半の間再審査に付される。締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのように委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることが推奨される。必要であれば、締約国は、アドバイザーミッションの招聘を検討することができる。
- 決定 39 COM11 参照

### **III.H 緊急的推薦**

- 161.** 自然現象や人為的活動により、実際の被害をうけている場合、若しくは、重大かつ具体的な危険に直面している結果、危機的状态に陥る可能性があり、その保護を担保するためには委員会による即座の決定を要する緊急事態をていし、関係諮問機関の報告により顕著な普遍的価値を有することに疑いがないと思われる資産の場合は、推薦書の提出及び審査に関する通常スケジュール及び完全な提出書類及び推薦プロセスの定義から除外する。このような推薦は、緊急的推薦として処理され、その審査は次に開催される委員会の議題に含められる。このような資産は世界遺産一覧表に記載される場合がある。その場合、それらは、危険にさらされている世界遺産一覧表（第177-191段落参照）に同時に記載される。
- 決定 37 COM12 II 参照

---

<sup>17</sup>（原文注8）2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

<sup>18</sup>（原文注9）2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

162. 緊急的推薦の手続きは以下のとおり。

決定 37 COM12 II 参照

- a) 締約国のひとつが、緊急的推薦手続きの要請とともに推薦書を提出する。当該資産はすでに暫定リストに掲載されている必要がある。未掲載の場合は、直ちに掲載する。
- b) 推薦書には以下を記載すること。
  - i) 資産の内容と正確な境界線
  - ii) 基準に照らした顕著な普遍的価値の証明
  - iii) 完全性及び/又は真正性の証明
  - iv) 保護管理体制についての記述
  - v) 緊急性の性質についての説明、及び被害又は特定の危険の中身とその程度、委員会による即時行動が当該資産を確実に保護するために必要な理由
- c) 事務局は、関係諮問機関に推薦書を直ちに転送し、顕著な普遍的価値を証明する可能性のある資産の特質、危険性の中身、及び委員会による決定の緊急性についての審査を要請する。関係諮問機関が適切と判断し、時間が許す場合は、現地調査が行われる場合がある。
- d) 推薦の審議にあたって、委員会は以下を考慮する。
  - i) 推薦を完成させるための国際的援助の動員
  - ii) 必要に応じて、委員会の勧告を実現するために記載後可及的速やかに実施すべき事務局及び関係諮問機関による追跡調査

**III.I 世界遺産一覧表記載資産の範囲、基準、名称に係る変更**

範囲の軽微な変更

163. 軽微な変更とは、資産の範囲に重大な影響を及ぼさず、その顕著な普遍的価値に影響を与えない変更のことをいう。
164. 締約国が世界遺産一覧表にすでに記載されている資産の境界線に関する軽微な変更を要望する場合は、付属資料

決定 39 COM11 参照

11 の書式に従って書類を作成し、2月1日までに<sup>19</sup>事務局を通じて委員会に要請が受理されていなければならない。この場合、事務局は、関係諮問機関に対して、要望のあった変更が、軽微な変更とみなされるかどうかについて、助言を求め、諮問機関の評価を世界遺産に提出すること。委員会は、そのような変更を承認するか、要請された境界線の変更が資産の境界線の重大な変更となるような重大なものであるかを判断する。後者の場合は、新規推薦の手続きが適用される。

#### 範囲の重大な変更

決定 39 COM11 参照

165. 締約国が世界遺産一覧表にすでに記載されている資産の境界線に関する重大な変更を要望する場合は、締約国は(事前に暫定リストに記載されていなければならないという要件を含めて—第 63 段落及び第 65 段落参照)新規推薦と同様の手続きをとること。この再推薦書の提出期限は 2月1日<sup>20</sup>とし、第 168 段落に示す手続きとスケジュールに則って1年半の審査サイクルに付される。本規定は、範囲の拡張にも縮小にも同様に適用される。

#### 基準の変更

166. 締約国が当初の記載に採用された基準と異なる基準での記載を希望する場合若しくは基準の追加を希望する場合は、(事前に暫定リストに記載されていなければならないという要件を含めて—第 63 段落及び第 65 段落参照)新規推薦と同様の手続きをとること。この再推薦書は 2月1日<sup>21</sup>までに事務局に受理されていなければならないこととし、第 168 段落に示す手続きとスケジュールに則って1年半の審査サイクルに付される。審査は、新しい基準に関してのみ実施される。なお、新しい基準が認められなかった場合も、世界遺産一覧表への記載は当初のまま継続される。

決定 39 COM11 参照

---

<sup>19</sup> (原文注 10) 2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

<sup>20</sup> (原文注 11) 2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

<sup>21</sup> (原文注 12) 2月1日が週末にあたる場合は、推薦書は、直前の金曜日の GMT 17:00 までに受理されなければならない。

## 名称の変更

167. 締約国<sup>22</sup>は、世界遺産一覧表に記載されている資産の名称変更に関する承認を委員会に要請することができる。名称変更の要請をする場合は、**委員会会合の3か月前までに事務局に要請を提出すること。**

### III.J スケジュール早見表

決定 39 COM11 参照

#### 168. 締め切り

#### 手続き

##### 9月30日(第1年次以前)<sup>23</sup>

締約国が推薦書草案を事務局に提出（任意）。

##### 11月15日(第1年次以前)

事務局は締約国に対し、推薦書草案の提出内容に不備がないかどうかについて回答する。不備がある場合は、具体的な不備の内容について示す。

##### 第1年次 2月1日

完全な推薦書の事務局提出期限。

推薦書は GMT 17:00 時(2月1日が週末に当たる場合は直前の金曜日の GMT17:00)までに到着していなければならない。

この日以降に到着した推薦書は翌年以降の審査に付される。

##### 第1年次 2月1日～3月1日

事務局受理登録を経て、書類に不備がないことを確認した後、関係諮問機関へ推薦書が送付される。

事務局は各推薦書の受理を登録し、推薦を行った締約国に推薦書が受理されたこと連絡するとともに、提出内容の確認を行う。事務局は締約国に対して提出内容に不備がなかったかどうか通知する。

推薦書に不備があった場合(第132段落参照)は、関係諮問機関の審査には付されない。この場合、関係締約国は、不備のない推薦書を作成し、翌年の2月1日までに再提出するよう指導される。

不備のない推薦書は関係諮問機関の審査に付される。

<sup>22</sup> (原文注13) 国境を越える資産/複数の国にまたがる資産については、全ての関係締約国が当該変更  
に合意している必要がある。

<sup>23</sup> (訳注)127段落の修正により、草案の提出は通年いつでもよくなった(それでも9月30日までの草案の提出が望ましい)となったが、168段落については対応する修正は、行われていない。



事務局は、世界遺産センターのウェブサイト上で、委員会メンバーに対して、推薦書本文の電子ファイルを提示する。

#### 第1年次 3月1日

この日までに、事務局は、推薦書に不備がなかったかどうか又、提出期限の2月1日までに到着したかどうかについて締約国に対し通知を行う。

#### 第1年次 3月～第2年次 5月

諮問機関による審査。

#### 第2年次 1月31日

1月31日までに締約国に、条約の二つの作業言語のいずれかで、評価に関する状況や課題があれば課題について概要を示すとともに、補足情報が必要であればそのための詳細な要請を記した簡潔な中間報告を送知するよう、諮問機関に要請する。その際、世界遺産委員会の議長あての写しを世界遺産センターに送る。

#### 第2年次 2月28日

関係諮問機関から要請のあった追加情報について締約国が事務局を通じて提出を行う期限。追加情報は第132段落に規定されている部数を用意し（電子情報含む）事務局に提出すること。新旧文書の混同を避けるために、提出された追加情報が推薦書の本文の変更をともなう場合は、締約国は原文の修正版を提出する。その際、変更箇所を明示すること。紙への出力とともに、電子情報（CD-ROM 又はフロッピーディスク）を添付すること。

#### 第2年次 世界遺産委員会年次会合開催の6週間前

関係諮問機関が審査結果と提言を事務局に送付。事務局はこれを世界遺産委員会及び締約国に伝達する。

#### 第2年次 世界遺産委員会年次会合開会の14日前（休日祝祭日を除く）まで

締約国による事実関係の誤りの訂正。関係締約国は、諮問機関により行われた推薦書の審査結果に事実関係の誤りをみつけた場合は、その詳細をつづった手紙を、遅くとも委員会開催の14日前（休日を除く）までに、議長に送付することができる（同時に、諮問機関に手紙の写しを送る）。

#### 第2年次 世界遺産委員会年次会合（6月～7月）

委員会は推薦を審議し、決定を採択する。

#### 世界遺産委員会年次会合直後

締約国への連絡。  
事務局は、委員会により審議が行われた推薦資産の関係締約国に対して、委員会の決定を連絡する。

世界遺産委員会による世界遺産一覧表記載決定に従って、事務局は当該締約国及び遺産管理者に、記載された範囲を示した地図と顕著な普遍的価値の言明（基準含む）を送付する。

#### 世界遺産委員会年次会合直後

事務局は、毎年、委員会の年次会合後に最新の世界遺産一覧表を発表する。  
世界遺産一覧表に記載された資産を推薦した締約国の名前は、発表される一覧表中「条約に則って、当該資産の推薦提出を行った締約国」の欄に掲載される。

#### 世界遺産委員会年次会合閉会后ひと月以内<sup>24</sup>

事務局は世界遺産委員会により採択された決定の全ての報告書にとりまとめ締約国に送付する。

---

<sup>24</sup>（訳注）英語原文では、「閉会した月」とあるが、例えば6月後半に開催された場合、6月末までに報告書の作成・送付を完了することを求めていると解釈するのは疑わしいため、「閉会后ひと月以内」と訳した。